

「敵基地攻撃能力保有と防衛予算倍増をやめ、平和的に対話の外交を
進めることを求める」趣旨の意見書を国に提出して下さい

2023年(令和5年)2月7日

目黒区議会議長 宮澤 宏行 様

【陳情者】青木清（代表）印

【連絡先】〒152-0003 東京都目黒区碑文谷5-17-5

電話番号 090-6049-8753

【陳情事項】

平和都市宣言をしている目黒区議会が、国(政府と国会)に対して「敵基地攻撃能力保有と防衛予算倍増をやめ、平和的に対話の外交を進めることを求める」趣旨を決議し、この決議を意見書として国に提出してください。

【陳情趣旨】

1. 国家の安全に関わる根本政策、対外政策を国会審議抜きで決めた

岸田首相は、歴代の政権が持たないとしてきた敵基地攻撃能力の保有など安保3文書を改定し、軍事費のGDP2%への倍増、武器の輸出緩和など安全保障を含む戦後日本における防衛政策の大転換を、国会審議を経ずに内閣の決定のみで行った。

また岸田首相は、内閣府が示した「日本学術会議の在り方についての方針」によって、学問の自由を根底から覆し、学問をも「戦力」に組み込もうとしている。

そもそも、国の進路に関わる重大な問題を内閣の決定のみで行うことは議会制民主主義に反するものであり、国権の最高機関である国会で徹底的に審議するべきである。

2. 自国が攻められていなくても、他国を「先制攻撃」出来ると脅す

政府は、第2次世界大戦後、日本国憲法の下、相手から武力攻撃を受けた場合に初めて防衛力の行使が可能とし、必要最低限の「専守防衛」を堅持してきた。しかし、「集団的自衛権」容認と今回の「敵基地攻撃能力の保有」によれば、日本が武力攻撃されていなくても、同盟国の偶発衝突などに伴い「我が国の存立が脅かされる」と判断(閣議決定?)すれば、他の基地及びミサイル発射を指令する中枢(首都)へ事実上の「先制攻撃」が可能となる。「武力行使の3要件」で、武力行使は相手の発射着手を把握した段階で可能としているが、攻撃に踏み切る判断基準は示せておらず、歯止めがないに等しい。抑止力の強化を理由に装備を拡大し、他国へ脅威を与えることは、際限のない軍拡競争へと突き進むことになり、「安全保障のジレンマ」に陥り、核戦争の危機を孕む第3次世界大戦の引き金となりかねない。

3. 世界の平和、区民の安全と暮らしをまもるために、国に意見書を

日本は、恒久の平和を念願し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こらないようにすることを国民の決意としたと憲法前文で謳っている。日本は戦争を起こさない対話による外交にこそ力を入れるべきである。

本来、友好関係を築くべき近隣国を仮想敵国とすることは、区内在住の外国人に対する差別を助長する恐れもある。食料・エネルギーをはじめ相互依存関係にある近隣諸国との関係悪化は、区民生活にも影響を及ぼす。また防衛費の増大と増税は、区民生活を圧迫する。

以上

【賛同団体】

めぐろ平和委員会 代表 青木 清

市民連合めぐろ・せたがや 共同代表 小泉 一

戦争はめぐらのちを育むめぐろの会 共同代表 堀田栄喜

平和と革新をすすめる目黒懇話会 代表世話人 青木 清

目黒地区労働組合協議会 議長 井上晴雄

目黒区労働組合総連合 常任幹事会 平谷恵子

CANめぐろ 代表 中村正

婦人民主クラブ目黒呑川支部 支部長 小川陽子

新日本婦人の会目黒支部 代表 松尾佐知子

目黒生活と健康を守る会 会長 首藤甲

改憲NO！めぐろの会 事務局長 鈴木芳博

目黒生活指導を考える会 佐藤くみ子

めぐろユニオン 会長 井上晴雄